

斑鳩町立保育所給食調理・洗浄業務【長期継続契約】に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、斑鳩町立保育所給食調理・洗浄業務【長期継続契約】に係る契約の相手方となる受託候補者の特定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 斑鳩町立保育所給食調理・洗浄業務【長期継続契約】
- (2) 業務内容 町立保育所における給食の調理及び洗浄業務
- (3) 業務期間 令和9年3月1日から令和9年3月31日まで及び令和9年4月1日から3年間以上5年間以内の期間で年度単位とする。ただし、令和9年3月1日から3月31日までは、現行の委託業者との引継ぎ期間とし、給食業務の開始は令和9年4月1日からとする。

3. 業務に要する費用（応募価格要件上限額）

3年間の上限額 110,989,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4年間の上限額 147,986,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5年間の上限額 184,982,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※どの業務期間（年数）の提案であっても、見積金額が、業務に要する費用（応募価格要件上限額）を超過した場合は失格とする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 令和8年度において斑鳩町入札参加資格を有しており、かつ、給食業務の取り扱いを明記していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に

該当しない者であること。

(3) 公示日から受託候補者特定の日までの間に斑鳩町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第3号）又は斑鳩町物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（平成23年12月斑鳩町要領第4号）による入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 企画提案書等の提出日において、国税、地方税の滞納がないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (8) 町が示す「斑鳩町立保育所給食調理・洗浄業務【長期継続契約】委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力及び人的体制を有していること。
- (9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による営業の許可を有すること。
- (10) 基準日（令和8年9月1日）時点において従業員数が200名以上いること。
- (11) 集団給食業務の受託実績が過去10年以内に5件以上あること。
- (12) 奈良県、大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県又は兵庫県に本店又は営業所を有するとともに、同区域内において、保育所（認定こども園を含む。以下同じ。）の給食調理業務の受託実績が過去10年以内に3年以上あること。
- (13) 栄養士又は調理師の資格を有し、かつ保育所又は学校給食施設において、1年以上の調理経験を有する者を各園に1名以上、常時当該業務に従事させることができること。
- (14) 基準日（令和8年9月1日）から過去3年の間に、集団給食業務において食品衛生法の営業停止等の処分を受けていないこと。
- (15) 製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条の規定に定める損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (16) 従業員に対し、安全・衛生教育が徹底され、かつ、「保育所における調理業務の委託について」、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」、「保育所における感染症対策ガイドライン」その他のこども家庭庁・厚生労働省・文部科学省が定めるマニュアルその他関係通知等に基づき、自社の衛生管理マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務を行っていること。
- (17) 保育所給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (18) 上記の条件に適合する業務代行保証人を得ることができること。

5. 現地説明会（見学会）

※本プロポーザルに参加を検討している場合は、必ず現地説明会（見学会）に出席すること。

（１）開催日時 令和８年８月２６日（水）午後２時３０分

（２）開催場所 斑鳩町立たった保育園（斑鳩町龍田１丁目５番１号）

斑鳩町立あわ保育園（斑鳩町阿波３丁目５番３３号）

※たた保育園での見学後、あわ保育園での見学を行います。

※車両等の移動手段と、調理室への入室のため、上履きを用意すること。

（３）申込方法 ８月２４日（月）の午後５時までに子育て支援課に電子メール（kosodate@town.ikaruga.nara.jp）で申し込みを行い、参加人数、移動手段等について申し出ること。

6. 質問の受付及び回答

（１）提出期限 令和８年９月１日（火）午後５時００分まで（必着）

（２）提出方法 別添の質疑書（様式１）を電子メールに添付し送付すること。

※電話で送信した旨を伝え、子育て支援課で着信したことを確認すること。

※質問は簡潔に記入すること。

※電子メールの件名は「【貴社名】プロポーザル質問書」とし、Word データのまま添付ファイルで送付すること。

※指定された方法以外での質問や期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

（３）提出先 住民生活部子育て支援課

・電子メール：kosodate@town.ikaruga.nara.jp

（４）回答日 令和８年９月７日（月）

（５）回答方法 町ホームページに掲載

7. 参加表明手続き（兼参加資格確認申請）・企画提案書等の作成及び提出

（1）参加表明手続き

ア 本プロポーザルに参加を希望する事業者は、下記関係書類を以下のとおり提出すること。

＜提出書類 1＞

- ① 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式 2）
- ② 参加資格確認書（様式 3）
- ③ 事業者概要（様式 4）
- ④ 業務受託実績（様式 5）
- ⑤ 保育所給食に対する基本的な考え方【提案Ⅰ】（様式 6）
- ⑥ 円滑な業務遂行の考え方【提案Ⅱ】（様式 7）
- ⑦ 調理従事者の配置計画【提案Ⅲ】（様式 8）
- ⑧ 調理従事者への研修計画【提案Ⅳ】（様式 9）
- ⑨ 安全衛生管理体制【提案Ⅴ】（様式 10）
- ⑩ 見積金額【提案Ⅵ】（様式 11）

＜提出書類 2＞

- ⑪ 会社パンフレット
- ⑫ 納税証明書（滞納のない証明書）（国税・都道府県税）
- ⑬ 生産物賠償責任保険の保険証書（写）
- ⑭ 衛生管理マニュアル

- イ 提出部数 各 6 部をファイル綴じ
(①と②は押印のある原本各 1 部、⑫は原本各 1 部、複写各 5 部とする)
- ウ 提出期限 令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時 00 分まで
※土日祝日を除く役場開庁日のみとする。
- エ 提出方法 窓口受付（郵送・電子メール・FAX は不可）
- オ 提出場所 斑鳩町住民生活部子育て支援課

- カ 作成要領
- ・①～⑭の順にファイルに綴じ、6部を提出すること。(正本1部、副本5部)
 - ・参考資料を添付する場合も、該当する資料の直後に、挟み込みを行うこと。
 - ・ファイルには「斑鳩町立保育所給食調理・洗浄業務【長期継続契約】に係る公募型プロポーザル 提出書類」と「会社名」を明記すること。
 - ・提出書類は、原則A4サイズとする。A4サイズ以上の資料については、A4サイズに折込を行ったうえで、ファイリングすること。
 - ・文字の大きさは原則として10ポイント以上とすること。
 - ・各様式内の留意事項を参照して作成すること。

8. 参加資格の可否

参加表明書及び提出書類等が提出された場合は、参加資格の審査を行い、参加資格の可否について通知する。

(1) 通知日 参加表明書の提出後、5営業日以内（役場閉庁日を除く）

(2) 通知方法 電子メール又はFAX

※参加資格がない場合は、提出書類に不備がなくても、以降の審査は行わない。

9. 審査手順

選考にあたっては、参加資格の可否の確認後、斑鳩町立保育所給食調理・洗浄業務【長期継続契約】プロポーザル審査委員会による2段階審査（第1次審査、第2次審査において、評価項目ごとに得点化（満点200点））を経て、総合評価により、優先交渉権者等を決定する。その後に、優先交渉権者等の優先順位に従い、仕様書及び提案書の内容に基づいて協議し、双方の合意により、当該業務の契約者について決定する。

10. 第1次審査（書類審査 参加資格確認も兼ねる）

参加表明と同時に所定の書類を提出することとし、評価基準に基づいて、審査委員会が評価・採点する。また、参加表明者が多数の場合は、第1次審査により、得点化された点数に基づき、5社以内に絞ることができることとする。

ア 審査項目 経営基盤、業務遂行の姿勢、配置体制、安全衛生管理体制、事業費

イ 審査方法 書面審査

ウ 審査配点 経営基盤 40点

業務遂行の姿勢 12点

配置体制 18点

安全衛生管理体制 30点

事業費 50点

エ 審査日 令和8年10月5日（月）

※提出書類、提出部数、提出期限、提出方法、提出場所、作成要領は、「7. 参加表明手続き（兼参加資格確認申請）・企画提案書等の作成及び提出」のとおりとする。

11. 第2次審査

第1次審査で選考された事業者を対象に、審査委員会委員において、プレゼンテーションとヒアリングによる第2次審査を行う。

ア 実施日程 令和8年10月19日（月）午後2時

イ 実施場所 斑鳩町役場内会議室（詳細については別途通知する。）

ウ 審査方法 プレゼンテーション及びヒアリングによる

エ 審査項目 安全に関する考え方と取り組み、業務の仕様の理解と実行性など

オ 審査配点 安全に関する考え方と取り組み 20点

業務の仕様の理解と実行性 15点

企業の社会貢献性 10点

説明や資料の具体性と説得性 5点

※プレゼンテーションは、1社あたり40分（提案20分、質疑20分）とする。

※パワーポイントを用いて、審査項目を踏まえたうえで、独自性や創意工夫の提案

を行うこと。

※提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。

※プレゼンテーションの順番は本町において決定する。

※出席者は5名以内とする。

※当日は、プロジェクター、スクリーン及び電源は町が準備し、パソコンその他の説明に必要な機材やソフトは、参加者が用意する。

1 2. 選考結果の公表と通知

第2次審査後の選考結果は、最優秀提案者を斑鳩町のホームページに掲載するとともに、全参加者あてに結果の通知を行う。

(1) 結果通知 令和8年10月下旬

(2) 通知方法 郵送による。

1 3. 日程

公示（公募開始）	令和8年8月17日（月）
現地説明会（見学会）	令和8年8月26日（水）午後2時30分から
質問受付締切	令和8年9月1日（火）午後5時まで
質問に対する回答期限	令和8年9月7日（月）
参加表明書提出期限（資格確認申請及び第1次審査提出書類の提出）	令和8年9月11日（金）午後5時まで
参加資格結果通知	参加表明書等受領日から5営業日以内
書類審査（第1次審査）	令和8年10月5日（月）
書類審査結果通知	令和8年10月上旬【予定】
プレゼンテーション（第2次審査）	令和8年10月19日（月）午後2時から
選定結果通知	令和8年10月下旬【予定】
契約締結	令和8年10月下旬【予定】
業務開始	令和9年3月1日（月）

1 4. 失格事項

参加表明者、若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 参加資格を有しないことが判明したもの又は契約締結までの間に参加資格の要件に該当しなくなったもの
- (3) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないものの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 本業務の公正な業務執行を阻害するもの

1 5. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。なお、その際には、受託候補者に特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 6. その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 企画提案書等の提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、本業務の参加資格の喪失及び入札参加停止措置を行うことがある。
- (4) 参加表明書又は参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式 1 2）により、子育て支援課あてに提出しなければならない。
- (5) 提出書類は返却しないとともに、本業務の目的を達成する以外には提出者に無断で使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

- (7) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、町は、受託候補者にあらかじめ承諾を得ることにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (8) 参加を表明した者が1社であっても、審査を行うものとするが、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、最優秀提案者なしとする。
- (9) プロポーザル提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (10) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、斑鳩町公文書の開示に関する条例（平成10年3月斑鳩町条例第1号）に基づき公開することがある。

17. 担当部署（提出・問合せ先）

斑鳩町住民生活部子育て支援課 担当者：東條

〒636-0142

奈良県生駒郡斑鳩町小吉田1丁目12番35号 斑鳩町総合保健福祉会館内

電話：0745-75-1152 FAX：0745-75-1153

電子メール：kosodate@town.ikaruga.nara.jp